

委員間討議用

総合事務所及び町内会と地域自治・住民自治

今日のミッション

※先回の委員会で検討をお願いしました。

※池田委員、橋爪委員からの文書を加えた案です。

※皆さんが感じる「総合事務所の課題とあるべき姿」「町内会の課題とあるべき姿」をもう一度話していただき、まとめます。

以下

「総合事務所のあり方」

《総合事務所の課題》

総合事務所は所謂 13 区だけに設置されている。これは、平成 17 年の大合併時に旧町村での自立的な自治権を維持する事がある程度許容するという為政者の意志に基づくものである。13 区の住民としてもこれまでの権益を保持したいという意識があった。結果現在に至るまで総合事務所は 13 区の「住民サービスの拠点」として位置づけられている。

その後上越市自治基本条例に則り、所謂合併前上越市にも 15 区の自治区がつくられたが、それぞれに総合事務所が置かれることはなかった。

平成 16 年 12 月 17 日の「地域自治区の設置に関する協議書」において、「市長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理するため」旧 13 町村の区域に地域自治区を設置することが合意された。これは合併特例法に基づくものである。地域自治区には総合事務所と地域協議会が

置かれた。

総合事務所は、所管する区域内の行政サービスや事務のほか、その地域の住民の意見に配慮しつつ事務を処理するため、地域協議会に関する事務も行っている。

平成 20 年 4 月 1 日からは地方自治法および上越市自治基本条例、上越市地域自治区の設置に関する条例に則り、所謂合併前上越市にも 15 の自治区がつけられたが、それぞれに総合事務所が置かれることはなかった。(橋爪)

地域自治・住民自治は、従来の行政サービスの括りではなく、本来「地域の居住者が自主的に地域自治組織を結成し、活動費を自前で確保し、地域自治活動すること」である。したがって行政の組織である総合事務所とは一線を画し自立することが自然である。では地域自治・住民自治の視点からの総合事務所の存在理由は何か。

総合事務所は、住民自治組織が、地域での自治活動を通して課題をまとめたうえで、直接要請する「行政の最前線の組織」といえる。そうした地域自治・住民自治から要請を受ける組織として総合事務所は存在する。

だが現在の総合事務所は、機能、権能、能力いずれも心許ないと言わざるを得ない。総合事務所長の権能は、町村時代の町村長と程遠く、総合事務所長が判断を下せることが少ない。市民にとってはスピード感が感じにくい。また産業建設グループの集約が行われて久しいが、災害対策を担うセクションであり、各区に無い事への不安はどうしても生じる。合併に伴う不安と安心感は、これまで総合事務所の存在により緩和されてきたがより専門的機能を高める必要が求められてきた。(池田)

ほかにも地元出身の職員が少なく、地域住民が親しみを持って出入りできる事務所となっていないなどの問題がある。(橋爪)

住民自治を支え、住民要望を具現化するという責任を果たす総合事務所となるために、以下提言する

《提言》

◎13 区の総合事務所の統合と機能集約を進める事

各総合事務所ならびに基幹事務所のこれまでの設置目的に対する効果・評価を検証したうえで、各区総合事務所のあり方を市民サービスの充実と事務所機能充実の観点で再検討し、総合事務所の統合と機能集約化の検討を進める。

柿崎区総合事務所、浦川原区総合事務所、板倉区総合事務所に統合、機能集約し、それぞれの総合事務所長の権限を大幅に拡充する。

所長権限の拡充とは、集約が専門的知識の集団でなければならない。事務所名は集約する区の呼称を使わず、別に、例えば頸北事務所・東頸事務所・頸南事務所とし、所長は設置区の出張所長を兼務する。(池田)

その他の総合事務所は、行政しかできない窓口業務等を行う出張所として存続させる。

対 案

◎13 区の総合事務所は存続、すべての総合事務所の機能を強化する事

13 区の総合事務所は存続させる。総合事務所の統合は身近なところでの行政サービスが後退するからである。(橋爪)

例えば現在産業建設グループは三つの基幹総合事務所に統合されているが、災害対策の中心を担う組織であり、それでは機能を果たせるか疑問がある。したがって各総合事務所の基本的機能として各区に再配置する。

また合併 20 年の節目に向け、行政（総合事務所）の機能強化とコンパクト化により指示系統の簡素化を図るとともに、集約事務所長の権限強化をもって木田事務所との意思決定の迅速化を図る。事務所長には自治区として、失うものと得るものの最大権限を付与する。(池田)

例えば現在産業建設グループは、災害対策の強化を目的に 3 つの基幹総合事務所に集約されているが、災害復旧事業などの効率化を促したものの、災害対策全般を強化するものとはならなかった。また、産業、建設グループが基幹事務所

に集約されたことにより、不便になったとの声も出ている。したがって、産業建設グループは各総合事務所の基本的機能として各区に再配置する。

また、総合事務所では職員をある程度増員し、地元を熟知した職員を増やすことが必要である。(橋爪)

◎合併前上越市の 15 区に総合事務所設置を検討する事 (橋爪)

合併後、合併前上越市のエリアに、昭和の大合併以前の旧町村単位を基本とした所謂 15 区が設置されたが、それぞれの区に総合事務所は設置されなかった。所謂 13 区ほどの強い自立意識はなく、自主独立した区のあり方はいまだ模索中といわざるを得ない。しかしこれら 15 区においても地域自治・住民自治を進めていくことは命題であり、それぞれに総合事務所を設置すべきである。

具体的には・・・・・・また、15 区の区割りの根拠として、昭和 46 年の上越市誕生が目指した未来像から検証が求められる。(池田)

対案

◎合併前上越市の 15 区を集約し、総合事務所を設置する事

合併前上越市のエリアに設置された所謂 15 区は、昭和の大合併以前の旧町村単位を基本としており、所謂 13 区ほどの強い自立意識はなく、自主独立した区のあり方はいまだ模索中といわざるを得ない。しかしこれらの地区においても地域自治・住民自治を進めていくことは命題である。それには 15 区の区割りは細かすぎる。したがって合併前上越市の 15 区を適正なブロックに集約し、そこに総合事務所を置くべきである。

あるいは

◎合併前上越市の 15 区を担当するまちづくりセンターの機能を拡充する事

事実上 15 区の地域自治・住民活動を総合事務所的に支えているまちづくりセンターの機能を大幅に拡充する。具体的には・・・・・・また、区割りを北区・中央区・南区のように再編し、事務所は木田事務所に専属のセクションを設ける案も加える。(池田)

◎総合事務所長の権能を高める事

地域の方向性を定め、独自計画及び独自予算を立てて自主自立を図る事を前提に考えると、地域協議会での集約を経たうえでの立案化、予算建、執行を行うにあたって、現在の所長権限を大幅に高める必要がある。

◎すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える機能を強化する事

自治基本条例にある市民と行政と一緒に政策決定していく協働の理念が達成出来るよう総合事務所の権能を向上させ、市民に信頼される仕組みとする。

各区で地域計画が策定され独自予算が組まれるとして、それは地域協議会を核とした住民自治組織だけの力ではできない事は明白である。行政スキルを持つ総合事務所の力がどうしても必要となる。すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える機能を強化する検討を行う。

具体的には適正な担当者の数を確保するとともに、区の様々な住民組織を連携する要としての役割から、ファシリテーション力のアップ、計画策定・予算化する力まで、さまざま考えられる。その他にも・・・・・・まちづくり振興会等の組織を地域自治・住民自治の担い手とし知見を持ったリーダーを育成する。リーダーは自治区内・外を問わず行政と調整能力を持つ人材を発掘する。これは、行政の押し付けでなく自主自立のまちづくり（自治基本条例第1条）のためである。（池田）

